

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 不動産業界における透明性の高い取引環境づくりを目指し、オーナー、管理会社、仲介業者、ITベンダー等との円滑な連携を進めます。
- 業務効率化と情報の非対称性解消を目的に、デジタルツールの活用や契約手続きの電子化を推進し、すべての関係者が負担を軽減できる環境を整備します。
- 災害時や社会的な変化（コロナ禍等）においても、FAX・郵送等の代替手段をクラウドツールで補完し、事業継続性を確保します。
- クラウドサービスを活用し、業務管理・顧客管理・進捗共有の効率化を実施。取引先とのデータ共有やPDF-FAXによる非対面連携も行い、紙の削減とスピード向上を目指しています。
- 小規模組織でも柔軟な勤務体制やメンタルヘルスへの配慮を導入し、従業員の心身の安定を図ることで、質の高い顧客対応と定着率の向上に努めています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。請負・紹介・外注費等の支払は、月末締め・翌月末払いなど一般的な条件で合意し、可能な限り電子決済や即日処理を実施しています。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他(任意記載)

■ 業務効率化やクラウド活用のノウハウを整理し、希望する協力会社や提携先に対してツール導入の支援を検討しています。

■ 顧客対応の質を維持しつつ、非対面・リモート型の不動産仲介を推進し、取引の柔軟性・継続性の確保を重視します。

2025年5月26日

株式会社Xst 代表取締役・奥田 理基
企業名 役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。